

桑名市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第7号

桑名市職員給与条例の一部を改正する条例

桑名市職員給与条例（平成16年桑名市条例第46号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 扶養手当、通勤手当及び単身赴任手当（第29条―第42条）」を「第4章 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当（第29条―第42条の2）」に改める。

第2条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

「第4章 扶養手当、通勤手当及び単身赴任手当」を「第4章 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当」に改める。

第40条第1項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第42条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第4章中第42条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第42条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。